

特集1:

・中国への商標出願
手続に新ルール

特集2:

・マドリッド・プロトコル
にイスラエルが加盟



《ご連絡》

弊所は、
2010年7月1日より

特許業務法人
YKI 国際特許事務所

に組織変更致します。

既にご案内をしておりますが、お早めに包括委任状をご返送頂ければ幸いです。

今後とも、ご満足頂けるサービスを提供して参りますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

YKI国際特許事務所 0422-21-2501

特集1

中国への商標出願手続に新ルール

中国商標出願をお考えの方は、
お早めにご相談ください。



中国商標庁 (CTMO) は、2010年7月1日から、全ての出願、異議申立、取消審判の申請などについて、新しい出願様式を要求することを発表しました。この要求に応答しない場合、自動的に出願が拒絶されることとなります。

特に、中国において新規に商標出願をお考えの方は、下記事項にご留意ください。

(1) 出願書類にサインと 捺印が必要

出願書類を中国商標庁へ提出する前に、代表者のサインおよび会社印の捺印を頂くことが必要となります。また、共同出願の場合は、全ての出願人について同手続きが必要です。

(2) 登記簿謄本の 提出が必要

個人で出願される場合には、今までどおり、パスポート No. の記載が要求される場合があります。

(3) 商標の説明が 必要

例えば、マークの構成の中に、既成語をあらわす文字がある場合には、その意味を説明する必要があります。

(例) 発明 : invention

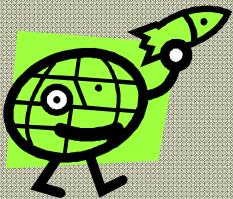
上記の通り、従前の出願手続に比べて、大幅に手間と時間がかかります。あらかじめこの様式の変更をご理解頂き、特に急ぎの出願が想定される場合には、前もってご準備することもできますので、ご相談ください。

特集1:

・中国への商標出願
手続に新ルール

特集2:

・マドリッド・プロトコル
にイスラエルが加盟



特集2

マドリッド・プロトコルにイスラエルが加盟

2010年9月1日から発効



イスラエル政府は、マドリッド・プロトコルに正式に加盟することを表明しました。これにより、2010年9月1日以降のマドリッド・プロトコルに基づく出願では、イスラエルを指定することが可能となります。

もちろん、既にマドリッド・プロトコルに基づく登録を受けていれば、イスラエルを事後指定することも可能です。イスラエルへの出願をお考えの場合は、ご相談ください。

ちなみに、2010年6月現在、マドリッド・プロトコルに加盟している国(政府間組織)は、以下の82エリアです。

【ア行】

アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、イギリス(マン島適用)、イスラエル、イタリア、イラン、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エストニア、欧州共同体、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、オランダ領アンティル

【カ行】

ガーナ、韓国、北朝鮮(※)、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、ケニア

【サ行】

サントメ・プリンシペ、ザンビア、サンマリノ、シエラレオネ、シリア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スーダン、スペイン、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セルビア(セルビア・モンテネグロを継承)

【タ行】

中国(香港・マカオ未適用)、チェコ、デンマーク(グリーンランド、フェロー諸島未適用)、ドイツ、トルクメニスタン、トルコ

ビジネス上、気になるエリアはありましたか？

複数の国に出願する場合には、マドリッド・プロトコルに基づいて出願した方が、手続・費用面においてメリットがありますので、ご相談ください。

【ナ行】

ナミビア、日本、ノルウェー

【ハ行】

バーレーン、ハンガリー、フィンランド、ブータン、フランス、ブルガリア、米国、ベトナム、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ポルトガル

【マ行】

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、モザンビーク、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ

【ラ行】

ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、リベリア、ルーマニア、ルクセンブルク、レソト、ロシア

(※) 日本は北朝鮮を国として認めていません。

文責: 弁理士 吉田 麻実子

(yoshida.mamiko@yki.jp)

YKI国際特許事務所

〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町
1-34-12

TEL:
0422-21-2501

FAX:
0422-21-2391

E-MAIL:
yoshida.mamiko@yki.jp

URL:
<http://www.yki.jp/>